

介護施設整備費等補助金について

1 概要

次に掲げる種別の事業所について、開設のために施設等の整備を行う費用や、円滑な開所に必要な準備経費等の補助を行います。

種 別	補 助 内 容	基 準 額 （ 上 限 額 ） （※令和7年度県単価）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	施設の整備等	1施設当たり 7,000,000円
	開設準備経費等	1施設当たり 13,280,000円
認知症対応型通所介護事業所	施設の整備等	1施設当たり 14,100,000円 （空き家を活用した整備の場合は、 1施設当たり 10,500,000円）
	開設準備経費等	補助対象外
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	施設の整備等	1施設当たり 39,600,000円 （空き家を活用した整備の場合は、 1施設当たり 10,500,000円）
	開設準備経費等	（宿泊）定員数1人当たり 784,000円
認知症対応型 共同生活介護事業所 （グループホーム）（※）	開設準備経費等	（宿泊）定員数1人当たり 784,000円

※ 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）に対する事業所整備等補助金は、本市が定める補助対象圏域（高齢者人口に対する施設定員数の割合が低い圏域）内で整備する場合があります。

2 留意事項

(1) 整備予定地が土砂災害警戒区域等（※1）である場合は、補助金の交付対象としません。また、浸水想定区域等（※2）である場合は、施設・設備上の対策を実施すること等を条件としていますので、お問い合わせください。

※1 土砂災害警戒区域等に該当する区域は、次の区域とします。

- (a) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地
- (b) 土砂災害警戒区域内における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

※2 浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とします（洪水浸水想定区域については、いわゆる想定最大規模降雨によるものとします。）。

- (a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(2) 補助金活用の協議は、補助金の交付を約束するものではありません。補助の要件を満たしていても、本市及び広島県の予算の都合等により、補助金を交付できない場合があります。

については、応募時の資金計画は、補助金の交付を見込まないものとして作成してください。

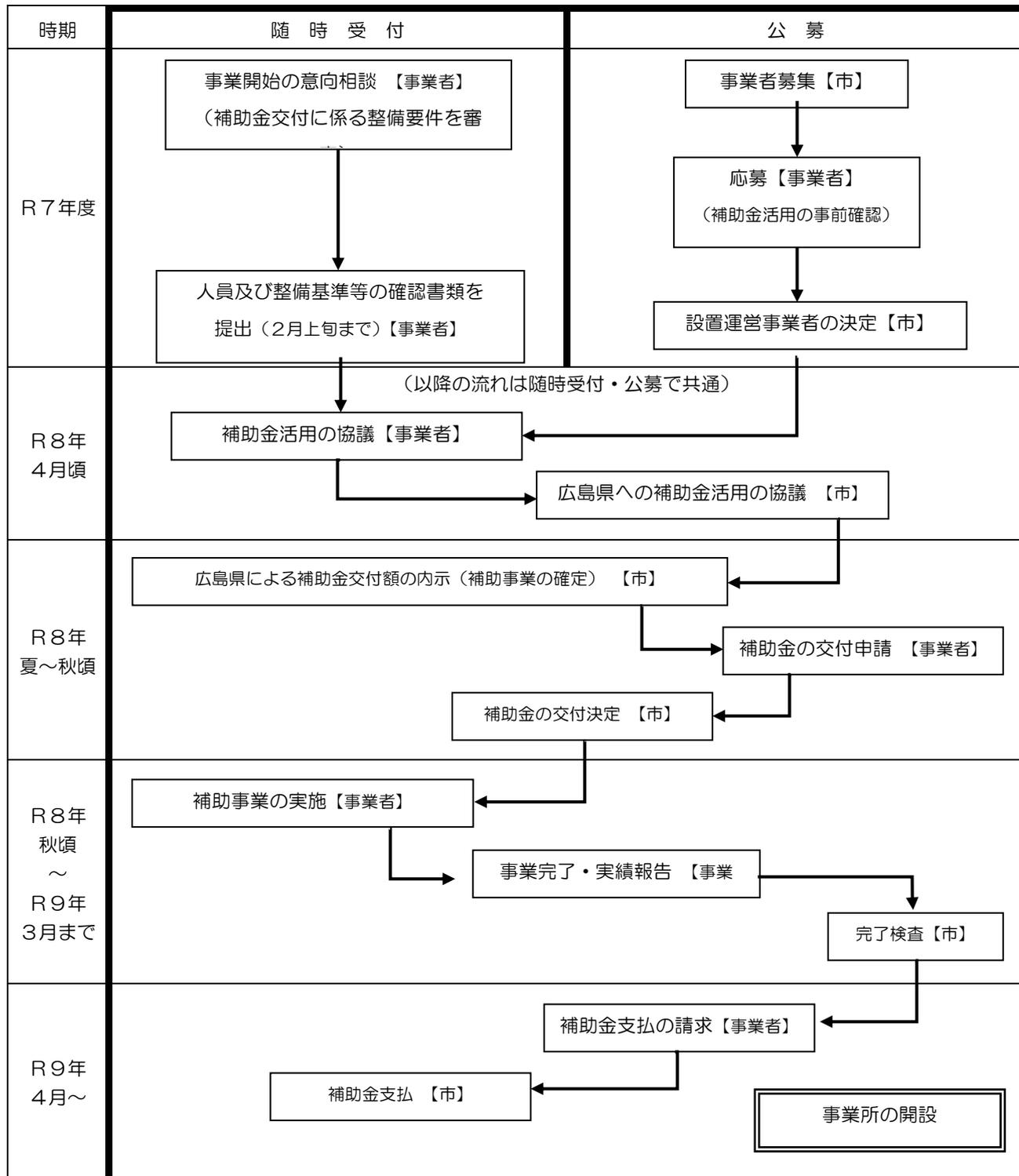
(3) 広島県による補助金交付額の内示（補助事業の確定）は、例年夏～秋頃に行われていますが、事務の都合等により内示時期が遅れる場合があります。

(4) 補助金の交付決定後に補助事業を実施してください。交付決定前に補助事業に着手された時には、補助金を交付できない場合があります。また、補助事業を行うために締結する契約については、本市の契約規則に準じた契約手続きを行ってください。

(5) 年度内に完了検査を終える必要があります。

- (6) 原則として、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することができません。建物等を取得するための抵当権設定については承認できる場合がありますが、根抵当権の設定は認められません。
- (7) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象としますが、賃借権設定等の要件を満たしていることを条件とします。

3 補助金活用の流れ（令和9年4月開設の場合）



【この補助金に関する問合せ先】

健康福祉局高齢福祉部介護保険課（管理係）

電話：082-504-2173

Mail：kaigo@city.hiroshima.lg.jp